

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 10 章 キャッシュ・フロー計算書の様式

10-3 表示方法

10-3-1 直接法と間接法

キャッシュ・フロー計算書の基本構造は、業務活動・投資活動・財務活動という3つの業務区分でキャッシュ・フローの状況を表すが、本業の部分である業務活動によるキャッシュ・フローに関しては直接法と間接法という2つの表示形式がある。

【病院会計準則】

第 5 章 キャッシュ・フロー計算書原則

第 45 表示方法

「業務活動によるキャッシュ・フロー」は次のいずれかの方法により表示しなければならない。

1. 主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法（以下、「直接法」という。）
2. 税引前当期純利益に非資金損益項目、営業活動に係る資産及び負債の増減、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含まれる損益項目を加減して表示する方法（以下、「間接法」という。）

直接法と間接法のどちらの方法を用いても結果は同じとなるが、表示方法によりまず作成方法が異なり、またそこから読み取れる情報の性質も異なる。

10-3-2 直接法

直接法とは、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法である。

直接法によるキャッシュ・フロー計算書は、業務活動における収入・支出の関係する取引のすべてを抽出し、その総額でもって表示する方法である。すべての収支が表示されるために、直感的にも理解しやすいという利点を持つ。しかし、作成のためには、日々の取引でのキャッシュ・フローに関する取引を会計記録のなかから取り出す作業は決して容易な作業ではなく、作成の労力を要するという実務的な問題点があげられる。

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

入院時食事療養費自己負担値上げか

患者が入院した際の食事費である「入院時食事療養費」は、1994年以降、実質「据え置き」となっています（1994年に「1日：1900円」→1997年の消費税率引き上げ（3%→5%）時に「1日：1920円」→2006年に「1食：640円」（1日3食とすれば1920円で同額）。

入院時に必要な食費は、1食あたりの総額と自己負担を国が定め、その差額を保険給付（入院時食事療養費）として支給しています。

「入院時食事療養費（保険給付）」＝「食事療養基準額（総額）」－「標準負担額（自己負担）」

支給方法は、各保険者が被保険者に代わり保険医療機関に直接支払う現物給付方式です。

■消費者物価指数・食費支出の動向



食材費急騰により医療機関での食事提供が困難となっている状況を踏まえて、患者の自己負担金額の引き上げが現在検討されています。

■病院給食の委託単価【医療分野】

	①2018年	②2021年	③2022年
病院給食の委託単価	1,796円	1,962円	1,997円
入院時の食費の総額 (1,920円) との差額	-124円 (-6%)	+42円 (+2%)	+77円 (+4%)

出典：公益社団法人日本メディカル給食協会調べ（各年10月時点の状況）※ 税込み価格

食材費用が上昇しているため、病院の給食部門は赤字が続いています（上記表参照）

この自己負担引き上げの方向性は、来年度の診療報酬の議論の場である社保審、中医協で話し合われており、すでに大多数の参加委員の賛同が得られています。したがって、来年度からの食事療養費の自己負担額の引き上げはほぼ決定と見てよいでしょう。

※上記図表の出典は「第170回社会保障審議会医療保険部会 資料3(厚生労働省)」となります。